

出資法人等に関する関与の状況の

定時公表

【趣旨】

苫小牧市では、自治基本条例（平成 18 年条例第 39 号）第 19 条の規定に基づき、市民との情報の共有及び市政運営の透明性の向上を図るため、市が関与する出資法人等に関する情報について、各法人の前年度決算に基づき、別表により定期的に公表いたします。

【資料の構成】

- 1 自治基本条例第 19 条の規定（「趣旨と解釈」より関係分のみ抜粋）
- 2 出資法人等に関する関与の状況の公表について（考え方）
- 3 出資法人等に関する関与の状況（別表）

平成 3 0 年 9 月

苫小牧市総合政策部政策推進室
政策推進課

自治基本条例第 19 条の規定（「趣旨と解釈」より関係分のみ抜粋）

【出資法人等】

第 19 条 市長等は、市が出資し、若しくはその運営のための補助をし、又は職員を派遣している法人その他の団体（以下「出資法人等」という。）に関し、市からの出資、補助及び職員の派遣の状況等を定期的に公表するものとする。

2 市長等は、出資法人等に対する出資、補助及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査及び検討を行い、その結果を公表するものとする。

〔趣旨〕

苫小牧市には、地域における公益性や政策的な観点から出資や運営費の補助あるいは職員を派遣しているいわゆる出資法人等があります。このうち、法令に定められた一定の基準を満たす法人については、その出資等の状況について公表するとともに事業の運営等について市長の監督や調査を受けますが、このような対象とならないものもあります。

このため、市が出資等、何らかの形で関与している出資法人等の状況について明らかにするため、定期的にその状況について公表するものとしています。

また、これらの出資法人等の中には、既に設立目的を達成したものや、設立趣旨と実際の活動にかい離が生じているもの、あるいはその事業内容が種々の社会経済情勢の変化から、既に民間事業者によって提供されているものや提供可能であるものも考えられます。

行政の肥大化を抑え、行政コストの削減等による財政健全化を不断に推進するため、定期的に出資等の見直しを図るとともに、その結果を市民に対して公表する必要があることを明らかにしています。

出資法人等に関する関与の状況の定時公表について（考え方）

本市では、自治基本条例（平成 18 年条例第 39 号）第 19 条の規定に基づき、市民との情報の共有及び市政運営の透明性の向上を図るため、市が関与する出資法人等に関する情報について、各法人の前年度決算に基づき、別表により定期的に公表いたします。

1 公表の時期

毎年、市議会の決算審査の時期に合わせて、対象となる法人等の前年度の決算状況に基づき、出資法人等に関する市の関与の状況を公表します。

2 対象となる法人等

(1) 財政的関与を行っている法人等

市が出資、出捐、及び法人等の管理運営に要する費用に対して補助金を支出するなど財政的な関与をしている法人等が対象となります。

(2) 人的関与を行っている法人等

市が、法人等の管理運営のために、政策的な目的から、職員を派遣する形で関与している法人等が対象となります。

3 公表する項目

別表のとおりです。

4 表中に掲載する順序

出資等の関与の比率の高いものからの順に掲載しています。

5 公表する内容の時点

平成 29 年度の決算を基本とします。

6 公表に関する事務の担当

担当課 総合政策部政策推進室政策推進課

連絡先 電話：32-6042（直通）

出資法人等に関する関与の状況

資料は、各法人の平成29年度決算に基づいて作成し、金額の単位は円、比率は%です。
法人等の名称は平成30年9月1日現在のものであります。

【議会への報告義務があるもの】

No	法人等の名称	態様	出資等の目的	出資等の額	出資年月	資本金等の総額	比率A	前年度配当	配当率	管理運営補助	比率B	職員派遣	担当課	備考
1	(株) 苫小牧振興公社	出資	公共施設の管理運営他	10,000,000	昭40.12	10,000,000	100.00						行政監理室	

※平成30年3月に解散。平成30年8月に出資を引き揚げ、関与終了。

【議会への報告義務がないもの】

No	法人等の名称	態様	出資等の目的	出資等の額	出資年月	資本金等の総額	比率A	前年度配当	配当率	管理運営補助	比率B	職員派遣	担当課	備考
1	(一財) 苫小牧保健センター	出捐	市民の疾病予防・健康相談・保健予防活動及び救急医療事業対応	10,000,000	昭 53.9	20,200,000	49.50					非常勤6	健康支援課	
2	(一財) 苫小牧市勤労者共済センター	出捐	市内中小企業労働者における福利厚生の上昇、企業振興などのため	15,000,000	平 12.9	31,000,000	48.39			4,500,000	10.63	非常勤1	工業・雇用振興課	
3	苫小牧ガス(株)	出資	市民生活のライフラインである都市ガスの安定供給を図る	12,000,000	昭 36.7	42,750,000	28.07	1,200,000	10				工業・雇用振興課	
4	(株) 苫小牧オートリゾート	出資	オートリゾートネットワーク構想に基づく市の施策として設立	70,000,000	平 3.11	280,000,000	25.00	700,000	1			非常勤4	(都)総務課	
5	丸一苫小牧中央青果(株)	出資	生鮮食料品の円滑な流通及び安定供給を図る	5,937,000	昭46.10	25,000,000	23.75						商業振興課	
6	(公財) 苫小牧市体育協会	出資	市のスポーツ振興を図るため	20,000,000	平 4.11	84,660,000	23.62			33,077,000	60.72		スポーツ都市推進課	
7	(株) I・TECソリューションズ	出資	中小企業の情報化の推進による経営合理化のために、商工会議所などとの共同事業で設立	10,000,000	昭 51.5	50,000,000	20.00	500,000	5				商業振興課	
8	苫小牧中央花卉(株)	出資	花卉類の消費需要の多様化、高品質化に対応し、安定供給を図る	3,000,000	昭 57.1	15,000,000	20.00						商業振興課	
9	マルトマ苫小牧卸売(株)	出資	生鮮食料品の円滑な流通・価格安定維持のため	3,286,500	昭 28.9	24,000,000	13.69	164,325	5				商業振興課	
10	(公財) 道央産業振興財団	出捐 派遣	北海道及び近隣4自治体で地域の高度技術産業集積の促進を図る	169,150,000	昭 63.6	1,298,551,666	13.03			9,158,000	15.79	常勤1 非常勤1	工業・雇用振興課	派遣条例
11	苫小牧埠頭(株)	出資	苫小牧港の商業港としての輸送需要に対応するとともに、公共性の確保、北海道経済の伸展に寄与するため	97,500,000	昭 36.3	876,120,000	11.13	7,800,000	8				港湾・企業振興課	
12	(株) 苫小牧エネルギー公社	出資	公営住宅に供する地域暖房供給事業の安定供給を促進するため	55,000,000	昭 50.9	495,000,000	11.11	2,750,000	5				(都)総務課	
13	苫小牧港開発(株)	出資	臨海工業地帯造成分譲事業の推進及び開発推進への市の関与の確保	130,000,000	昭 33.8	1,250,000,000	10.40	7,800,000	6				港湾・企業振興課	
14	苫小牧港木材振興(株)	出資	苫小牧港の開発及び利用促進を図るため	16,000,000	平27.5	156,000,000	10.26	600,000	4				港湾・企業振興課	
15	苫小牧熱供給(株)	出資	公営住宅に供する地域暖房供給事業の安定供給を促進するため	30,000,000	昭51.12	320,000,000	9.38	1,500,000	5				(都)総務課	
16	苫小牧熱サービス(株)	出資	公営住宅に供する地域暖房供給事業の安定供給を促進するため	15,000,000	昭 50.3	165,000,000	9.09	150,000	1				(都)総務課	
17	(公財) 新千歳空港周辺環境整備財団	出捐	新千歳空港周辺地域における地域振興及び生活環境保全に必要な事業の実施	1,500,000	平 6.6	30,000,000	5.00			4,465,469	9.03		空港政策課	
18	(株) 苫小牧民報社	出資	市政情報の掲載及び地域情報を発信する地元紙の運営支援	750,000	昭32.12	40,000,000	1.88	45,000	6				秘書広報課	
19	ホッカイドウ競馬振興(株)	出資	北海道の軽種馬産業振興のため生産地自治体と農協で設立	500,000	平 9.1	30,000,000	1.67						農業水産振興課	
20	(株) 苫東	出資	前会社の清算を踏まえ、健全経営体制を整備するため関係団体で設立	1,000,000	平 11.7	62,100,000	1.61						港湾・企業振興課	
21	札幌国際エアカーゴターミナル(株)	出資	新千歳空港の国際エアカーゴ基地化推進を図り地域経済の発展に資する	15,000,000	昭 63.8	1,000,000,000	1.50						空港政策課	
22	苫小牧広域森林組合	出資	地域の森林・林業の振興のため	1,200,000	平 19.7	89,391,000	1.34	60,000	5				緑地公園課	

No	法人等の名称	態様	出資等の目的	出資等の額	出資年月	資本金等の総額	比率A	前年度配当	配当率	管理運営補助	比率B	職員派遣	担当課	備考
23	(公財)札幌交響楽団	出捐	北海道市長会で財政基盤安定化のため協力要請を受けて支援するため	3,200,000	平 5.12	320,162,346	1.00						生涯学習課	
24	(公財)北海道健康づくり財団	出捐	市民の健康づくりと地域医療の推進、福祉の向上に資するため	38,000,000	昭61.11	4,000,000,000	0.95						健康支援課	
25	(公財)北海道暴力追放センター	出捐	道民が安心して暮らせる暴力のない安全で平穏な地域社会の実現	9,960,000	平 4.11	1,501,750,000	0.66						安全安心生活課	
26	(一財)北海道勤労者信用基金協会	出捐	勤労者の福祉の向上と制度融資の円滑化を図る	3,112,000	昭 57.5	500,350,000	0.62						工業・雇用振興課	
27	(公社)北海道栽培漁業振興公社	出捐	種苗生産施設の運営を通じた栽培漁業の振興及び漁家の経営安定化	25,000,000	平 6.2	5,143,441,476	0.49						農業水産振興課	
28	(公財)北海道文化財団	出捐	市の文化振興事業推進のため	3,510,000	昭 63.6	1,002,370,647	0.35						生涯学習課	
29	(公財)北海道学校保健会	出捐	道内の児童生徒の健康の保持増進等を図るため道・市町村及び関係団体で設立	550,000	昭 58.6	202,700,000	0.27						学校教育課	
30	(公財)ツール・ド・北海道協会	出資	自転車レース「ツール・ド・北海道」を通じて地域振興を図る	1,700,000	昭 63.2	642,600,000	0.26						スポーツ都市推進課	
31	(株)北海道畜産公社	出資	肉畜の解体処理及び道内の食肉の安定供給を図る	12,000,000	昭57.11	4,797,630,000	0.25						農業水産振興課	
32	(公財)アイヌ民族文化財団	出捐	アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発のため	200,000	平 9.7	100,000,000	0.20						総合福祉課	
33	地方公共団体金融機構	出資	地方公共団体が長期低利の資金調達を行うために共同で出資	15,000,000	平 20.7	16,602,100,000	0.09						財政課	
34	(公財)北海道農業公社	出捐	農業振興のため、国・道・市町村で設立	200,000	平 6.7	253,990,000	0.08						農業水産振興課	
35	北海道電力(株)	出資	市民生活のライフラインである電力の安定供給を図る	72,243,000	昭 26.8	114,291,802,460	0.06	722,430	1				工業・雇用振興課	
36	北海道曹達(株)	出資	北海道の工業開発に係る基礎原料の安定供給を図る	500,000	昭 26.7	1,224,519,000	0.04	60,000	12				港湾・企業振興課	
37	北海道信用保証協会	出捐	政策保証を推進し、中小企業に対する資金供給の円滑化を図る	13,000,000	昭 24.6	56,200,000,000	0.02						商業振興課	
38	(公社)北海道私学振興基金協会	出捐	私立学校の経営の安定、施設整備、教育条件及び環境の維持・向上に寄与するため	900,000	昭 36.5	4,141,285,703	0.02						総務企画課	
39	全国漁業信用基金協会	出捐	中小漁業者の資金融通の円滑化を通じて漁業の振興を図る	4,700,000	昭 29.9	22,493,200,000	0.02						農業水産振興課	
40	北海道農業信用基金協会	出捐	農業者への資金融通の円滑化及び農業経営の改善のため	1,650,000	昭 42.9	20,434,340,000	0.01						農業水産振興課	
41	(一社)苫小牧観光協会	補助派遣	観光事業の発展及び地域経済・文化の振興と市民生活の向上を図る							8,500,000	9.70	常勤2 非常勤1	観光振興課	派遣条例
42	苫小牧港管理組合(一部事務組合)	設立派遣	苫小牧港の管理運営に母体として参加するため	無償貸付他	昭 40.7					982,620,000	西1/2 東1/3	常勤25	港湾・企業振興課	負担金 地方自治法
43	北海道後期高齢者医療広域連合	設立派遣	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき道内全市町村で設立		平 19.4							常勤1	行政監理室	地方自治法

【平成29年度中に関与を終えた法人】

No	法人等の名称	態様	出資等の目的	出資等の額	出資年月	資本金等の総額	比率A	前年度配当	配当率	管理運営補助	比率B	職員派遣	担当課	備考
1	北海道空港(株)	出資	新千歳空港発展のために近隣自治体として協力体制を維持する	5,000,000	昭36.12	375,000,000	1.33	500,000	10				空港政策課	

※平成29年12月に全株譲渡し、関与終了。

注1 自治基本条例第19条の規定に基づき、市からの出資、補助及び職員の派遣の状況等を公表するものです。

注2 「出資等の額」及び「資本金等の総額」は、平成29年度決算における額を表示しています。「出資年月」は、関与の開始時の年月を表示しています。

注3 「比率A」は出資等の額が資本金等の額に占める比率を、「比率B」は管理運営費補助金が補助対象経費総額に占める比率をそれぞれ示しています。

注4 法人の掲載順は、出資比率(比率A)順となっています。

注5 備考欄の表示について

- ・「派遣条例」とあるのは、「職員派遣」欄の常勤職員の派遣が、「苫小牧市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例」に基づくものであることを示しています。
- ・(株)苫東について「資本組替」とあるのは、資本金の組み替えにより、資本金の額が現在の額に変更されたものであることを示しています。
- ・苫小牧港管理組合について「負担金」とあるのは、苫小牧港管理組合規約で定められた負担割合に基づく負担金であることを示しています。
- ・苫小牧港管理組合及び北海道後期高齢者医療広域連合について「地方自治法」とあるのは、常勤職員の派遣が、地方自治法(第252条の17)の規定に基づくものであることを示しています。

出資法人等の状況の公表に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市自治基本条例（平成18年条例第39号。）第19条第1項の規定に基づき、出資法人等の状況に関する情報の公表について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出資 資本金、基本金その他これらに準ずるものを支出することをいう。
- (2) 法人等 法人及びその他の団体をいう。
- (3) 財政的関与 市が、出資その他の財政的な援助を行うことをいう。
- (4) 人的関与 市が特定の法人等に対して、一般職の職員（苫小牧市一般職の職員に関する条例（昭和26年条例第36号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）を派遣することにより、当該法人等の管理運営に対して人的な援助を行うことをいう。
- (5) 定時公表 毎年一定の時期に、この要綱に基づき、公表の対象となる法人等に対する市の関与の状況を公表することをいう。

(定時公表の対象となる法人等)

第3条 この要綱に基づき定時公表の対象となる法人等は、次のいずれかに該当する法人等とする。

- (1) 市が、財政的関与を行っている法人等のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 当該法人等の資本金等（資本金、基本金、出えん金等をいう。以下同じ。）に対して市が出資しているもの
 - イ 当該法人の管理運営に要する費用に対して補助金を支出しているもの
 - (2) 市が、人的関与を行っている法人等のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 市が、苫小牧市職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成14年条例第4号）の規定に基づき、一般職の職員を派遣しているもの
 - イ 市が、法令等の規定に基づき、一般職の職員を派遣しているもの
 - ウ 市が、行政上の目的から、一般職の職員を当該法人等の非常勤役員として派遣しているもの
- (調査及び公表)

第4条 前条の規定により定時公表の対象となる法人等を所管する課（課及び課相当の組織を含む。以下同じ。）の課長等（課長、主幹及び施設の長をいう。以下同じ。）は、毎年8月1日現在でそれぞれ所管する出資法人等に対する前年度決算における市の財政的関与又は人的関与の状況を調査し、その結果を8月末日までに総合政策部政策推進課に報告するものとする。

2 政策推進課は、前項の規定により報告された内容をすみやかに市議会に報告するとともに、広く市民に公表するものとする。

(照会等に対する対応)

第5条 公表内容に関する照会等については、政策推進課が窓口となり、具体的な対応は、定時公表の対象となる法人等を所管する課が行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、出資法人等に対する出資に関する情報の公表について必要なことは別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 第4条及び第5条の規定中「政策推進課」とあるのは、平成21年度に限り「市民自治推進課」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。